第1章 整備基本計画三の丸編策定の経緯と目的 第1節 整備基本計画三の丸編策定の経緯

米子城は、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭で、慶長7年(1602)頃完成したといわれており、松江城に先立つこと 10 年、山陰で他に先駆けて築かれた本格的な近世初期の城郭である。中世の砦と伝えられる飯山を取り込んで、中海に面する標高 90.1mの湊山(城山)山上の本丸と山麓の二の丸・三の丸を中心に、背後に中海を有した湊山全体を天然の要害として築かれた平山城である。江戸時代を通じ、伯耆の政治的、経済的な中心として存在し、当地方の歴史理解の上で欠かすことのできない貴重な存在である。明治時代になり、天守や門、櫓等の城郭を構成していた建造物や構築物が破却され、城の縄張りは大きな改変を受けておらず、近世初期の城郭遺跡としての形態をよく残している。城跡は中心市街地の歴史的、景観的ランドマークとなっている。

また、関連する文献・絵図史料も豊富に残され、戦国末期から近世初期の築城技術を知るうえで重要であるとして、昭和52年(1977)4月には、「内堀の内側で城の中枢域」のなかで、条件の整わなかった三の丸(市営湊山球場)、深浦、出山部分を除いた区域、すなわち本丸、内膳丸、二の丸を市指定史跡とし、その後、平成17年(2005)7月に国指定に係る意見具申を行い、平成18年(2006)1月に、同じ範囲で国指定史跡の指定を受けた。

こうした状況の中で、米子市では、米子城跡の保存や活用、整備、運営体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を明確にするため、『史跡米子城跡保存活用計画』を平成29年(2017)3月に策定し、この保存活用計画を踏まえ、史跡米子城跡の保存並びに活用に関する『史跡米子城跡整備基本計画』を平成31年3月に策定した。この両計画においても、除外されたエリアについても既指定地と同等の「内堀の内側で城の中枢域」と位置づけ、城郭の構造及び全体像を理解するために重要な区域であり、追加指定の公有化の方針を述べている(鳥取県米子市教育委員会2017、2019)。

以上の経緯に基づき、平成 31 (2019) 年 3 月『史跡米子城跡整備基本計画』を策定する一方で、三の丸の中枢域である市営湊山球場の廃止、敷地の追加指定への取組を進めた。

市営湊山球場は、米子城跡内郭の中でも三の丸の中心部に位置しており、米子城の全体構造、歴史的経緯などを総合的に理解するために重要な地域であり、廃城後、後藤グラウンド、その後、昭和 28 年 (1953) に市営湊山球場となり、大きな建物などの建設を免れてきた。上記両計画においても、追加指定を検討する区域と位置付けている。その後の米子城跡の保存と活用に対する気運の醸成とともに、米子城跡の重要性を理解いただいた地権者の協力を得ることとなり、追加指定に向けて、令和 2 年 9 月に野球場を廃止し、一方で令和 2 年 7 月 3 日に追加指定の意見具申を行い、令和 3 年 3 月 26 日に追加指定の告示を受けた。当初史跡指定面積は 135, 131. 55 ㎡、追加指定面積は 23, 993. 49 ㎡であり、史跡指定の総面積は 159, 125. 04 ㎡となっている(※公簿上の面積であり、概数)。

これを受け、追加指定地の整備が喫緊の課題となり、当初段階の整備基本計画のスケジュールの時点修正の必要性が生じた。そこで、追加指定地の今後の保存、活用に関する整備基本計画の策定、及び既指定地の時点修正計画をまとめたものを『史跡米子城跡整備基本計画~三の丸編~』(以下『三の丸編』)として策定することとなった。

なお、深浦郭、出山、飯山等の追加指定については、将来的な課題となっている。

これまでの整備及び各種計画など

平成 20 年(2008)8 月	『史跡米子城跡整備計画基本構想案』策定(その後凍結)	
平成 27 年(2015)4月~	: 米子城整備事業に伴う遺構調査、史資料調査(継続中)	
平成 29 年(2017)3 月	『史跡米子城跡保存活用計画』策定	
平成 31 年(2019)3 月	『史跡米子城跡整備基本計画』策定	
令和 2 年 (2020) 9 月~令	市営湊山球場廃止、外野スタンド(レフト側)撤去工事、三の丸駐車場整備	
和3年3月		
令和3年(2021)	整備計画の一部見直し	
	・短期計画の中でも球場廃止後に追加指定された、三の丸を最優先に整備する。	
	・旧湊山球場のスタンド撤去工事を実施(センター~ライト、1 塁~3 塁)	
	・追加指定地の民有地買上げ(国、県補助)	

第2節 整備基本計画三の丸編策定の目的

米子市には、特色ある風土に育まれた歴史的文化遺産として有形・無形の文化財が数多く存在している。これらを適切に保存し、次世代に継承していくために、国、県、市による指定文化財として保存を図ることはもとより、調査研究により文化財の価値を高め、積極的に情報発信し利活用を測ることでそれらの魅力を伝え、市民や来訪者が学び、親しむことができる環境つくりに努めている。

中でも、地域を代表する歴史文化遺産の一つである史跡米子城跡の保存・管理・活用・整備を適切かつ、確実に進めていくためには、施策の性質、段階の応じての計画策定が不可欠である。整備基本計画は、整備活用事業の内容及びその実現方法、課題等について詳しく示したものであり、保存活用計画に基づき示された整備基本構想において展望した事業の方向性・目標を踏まえ、適宜、見直しを行うとともに、より実現性の高い内容及び方法を肉付けし具体的に示したものである。

史跡米子城跡については、「史跡米子城跡保存活用計画」(平成 29 年 3 月策定)において示された保存・活用の理念と基本方針に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産である米子城跡を適切に保存し、確実に次世代にその価値を継承するとともに、市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としてより魅力あるスポットとなるよう城跡の遺構群の視覚的な顕在化等を目指した「史跡米子城跡整備基本計画」が平成 31 年 3 月に策定された。

本書の『三の丸編』は、令和3年3月26日に指定告示を受けた追加指定地についての整備活用事業の内容及びその実現方法、課題等について示したものであり、当該地を史跡米子城跡の表玄関として、市民や来訪者など人々が集い憩うエリアとなるよう、史跡としての本質的価値の表現や公開施設としての具体的な整備へ向けた考え方や計画を示すものである。また、既指定地を含めた史跡米子城跡全体の整備スケジュールの時点修正や、サイン類、園路等の具体的な整備計画を示すものであり、本編と共に、今後の米子城跡の保存・活用の指針となるものである。

球場跡地である追加指定地は、中心市街地にありながら廃城後、大きな開発を免れた場所であり、令和3年度から球場施設撤去後の遺構確認発掘調査の結果、地下に米蔵基礎や導水施設、内





鳥取県の位置

米子市の位置



史跡米子城跡位置図

堀の石垣などの遺構が次々に確認され、三の丸のオフィシャルな空間の姿が地下に良好に遺存していることが判明した。ここでは、内堀も含め三の丸、二の丸、本丸といった城の中枢部の全体像を実感することができ、天守から見渡す眺望と、内堀、三の丸から本丸までの城内を一連のものとして理解できるロケーションは、米子城を正しく理解するうえで貴重である。これら貴重な遺構を後世に残すべく、また、そこからのヴィスタを後世に残すため、史跡公園(三の丸広場)として整備を進めているところである。三の丸広場は、米子城跡の表玄関として、その歴史的、文化財的な価値を市民、観光客に分かりやすく伝える役割を持つ場所となる。そのため、十分な遺構保護層を設けたうえで、遺構の復元展示や便益施設(簡易ガイダンス施設、トイレ)案内表示(サイン類)などを整備していき、来城者にその価値を十分に理解していただくことが重要である。

一方、三の丸広場は中心市街地の貴重な空間でもあることから、人と自然の共生する環境や景観づくり、都市の安全面及び防災面の確保などの様々な役割を、史跡の本来的な価値の保存と両立を図りながら果たしていくことも大事である。三の丸広場を各種イベント会場や、災害時の緊急避難場所、物資供給場所などの防災拠点として利用することも考えられる。また、隣接する鳥取大学医学部附属病院に通院や入院されている方々の憩いの場所として、多目的な利用ができる広場として整備を進めれば、史跡を幅広く活用することができる。単なる史跡保護だけでなく、様々な人がそこに親しめるような史跡にしていくことが重要と考える。

整備基本計画策定後は、順次、基本設計→実施設計→整備工事と事業を進めていくことになる。

第3節 整備基本計画の対象範囲

(1)対象範囲

整備基本計画の対象範囲は、米子城跡の内堀の内側(内堀を含む内郭)の約 30ha とする。なお、整備の現状を踏まえ、対象地区を以下の 4 区域に分けて記載する。

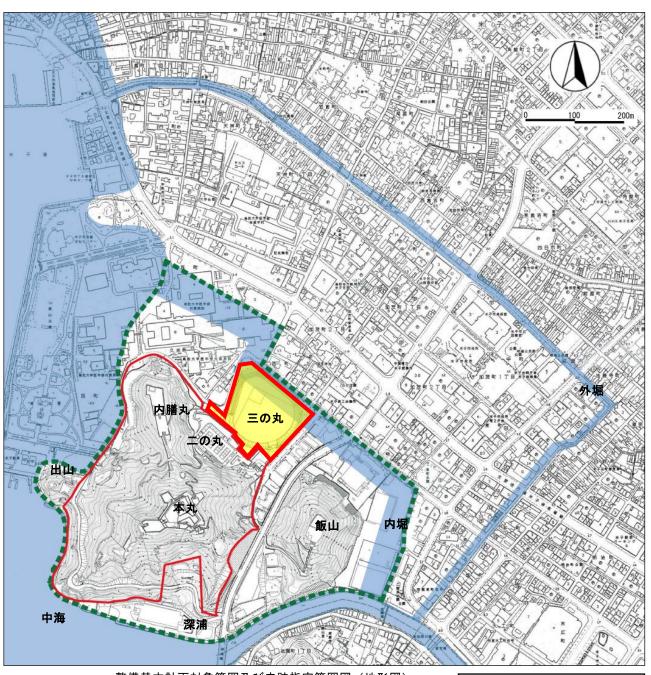
①追加指定地区:三の丸のうち追加指定された旧湊山球場を中心とする範囲

②既指定地区:本丸、二の丸、枡形

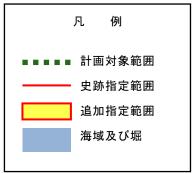
③未指定地区:深浦、飯山、出山地区

(2)計画期間

当初の策定に従った令和元年度~15 年度の 15 年間とする。初期の 5 年間を短期計画、続く 5 年間を中期計画、その後を長期計画とする。ただし、今後の社会情勢の変化や整備の進捗を鑑み、史跡追加指定の進捗状況を勘案し、適宜計画の見直し及び事業の修正をおこなう。

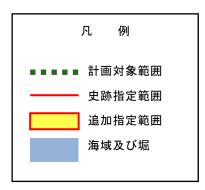


整備基本計画対象範囲及び史跡指定範囲図(地形図)





整備基本計画対象範囲及び史跡指定範囲図(航空写真)



第4節 上位・関連計画

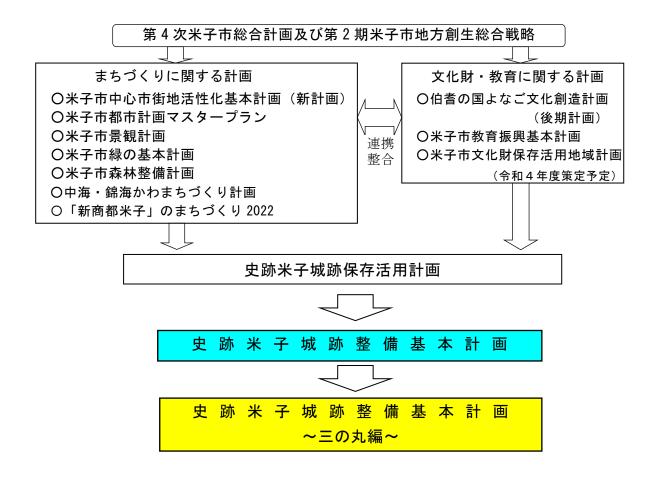
米子城跡の整備は、本市の最上位計画である「第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略 (愛称:米子市まちづくりビジョン)」において、「市の将来像『住んで楽しいまちよなご』を実現するためのまちづくりの基本方向として、「米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信」を位置づけ、その計画目標として、①遺構の保護や来訪者の安全確保等に向けた整備の推進、②米子城跡の魅力発信に向けた各種事業の展開を掲げている。

また、「伯耆の国よなご文化創造計画(後期計画)」においては、米子城跡整備事業を「米子城跡の計画的な保存・整備に努めるとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として歴史学習の場を始め、市民への憩いや安らぎの提供、様々なイベントの実施等多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進める事業」として位置付けている。

さらに、「中心市街地活性化基本計画 (新計画)」においても、歴史や文化、自然に触れ合えるまちづくりのための施策として取り込む等、米子城跡の保存活用については、次に示すように、総合計画を頂点とした本市のさまざまな分野における計画との関わりがある。

上位 · 関連計画一覧表

	名称	内容	策定・改訂年月
1	第4次米子市総合計画及び 第2期米子市地方創生総合 戦略 (愛称:米子市まちづくり ビジョン)	第4次米子市総合計画と第2期米子市地方創生総合 戦略を一体的に策定することにより、人口減少や少 子高齢化等の諸課題に迅速かつ柔軟に対応しなが ら、まちづくりを推進している。	令和2年3月
2	伯耆の国よなご文化創造計 画(後期計画)	「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」 をテーマに、基本方針・主要施策を掲げている。	平成 25 年 10 月
3	米子市中心市街地活性化基 本計画(新計画)	米子市の中心市街地活性化の基本方針・目標・骨子 等を掲げている。	平成 27 年 12 月
4	米子市景観計画	景観法及び米子市景観条例に基づき景観行政の区 域、景観形成の基本方針等を定めている。	平成 21 年 11 月
5	米子市緑の基本計画	中長期的な観点で都市の緑地の保全及び緑化推進に 関する基本計画を掲げている。	平成 17 年 3 月
6	よなご 2020 プラン 米子市都市計画マスタープラン	旧米子市における都市計画に関する基本的な方針を 掲げている。	平成 16 年 3 月
7	米子市教育振興基本計画	中長期的な視点で教育施策を実施していくため、教育の基本理念や基本施策を掲げている。	平成 29 年 3 月
8	米子市森林整備計画	計画的かつ適切な森林の整備、森林資源の管理を目 的に、基本方針等を示している。	平成 27 年 4 月
9	中海・錦海かわまちづくり 計画	米子港周辺で実施されている観光、文化・歴史、スポーツ、環境などに係る各種取組みを核として、「河川空間」および「まち空間」のにぎわいを融合させるべく米子港周辺の再整備計画を掲げている。	平成 31 年 3 月
10	「新商都米子」のまちづく り 2022	米子市のまちづくりについて、上記①,④の計画を踏まえ、まちなかと郊外の一体的な発展に寄与する主要な事業の実施及び検討状況を整理したもの。	令和4年3月
Α	史跡米子城跡保存活用計画	保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策 を示している。	平成 29 年 3 月
В	史跡米子城跡整備基本計画	保存活用計画 (平成 29 年 3 月策定) に基づき、具体的な整備計画や活用方針などを示している。	平成 31 年 3 月
С	史跡米子城跡整備基本計画 ~三の丸編~	本書	令和 4 年 12 月
D	米子市文化財保存活用地域 計画	文化財の保存・活用に関して目指す目標や中長期的 に取り組む具体的な内容を記載したアクション・プ ラン	令和 5 年度策定 予定



①第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略

(愛称: 米子市まちづくりビジョン) (米子市 令和2年(2020年)3月)

「米子がいな創生総合戦略」の計画期間が令和元年度をもって終了するに当たり、「第 3 次米子市総合計画」の期間満了を待たず、令和 2 年度から始まる新たな計画として第 4 次米子市総合計画と第 2 期米子市地方創生総合戦略を一体的に策定することにより、人口減少や少子高齢化等の諸課題に迅速かつ柔軟に対応しながら、本市のまちづくりを推進するものである。市の将来像『住んで楽しいまち よなご』を実現するため、市政の柱となる 7 つのまちづくりの基本目標を掲げ、それぞれについて、基本計画と主な施策を掲げている。これらのうち米子城跡の保存、活用等に関連するものは、次のとおりである。

火フ士の 版 東 梅	『住んで楽しいまち よなご』	
米子市の将来像	~新商都米子の創造に向けて~	
まちづくりの目標	①交通基盤の充実と人が集うまちづくり ③教育・子育てのまちづくり ⑤歴史と文化に根差したまちづくり	②市民が主役・共生のまちづくり ④地産外商・所得向上のまちづくり ⑥スポーツ健康まちづくり
	⑦災害に強いまちづくり	

まちづくりの目標	基本計画	米子城跡の保存、活用等に関連する主な施策
交通基盤の充実と人 が集うまちづくり	中心市街地のにぎわい創出	・「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成 ・「中海・錦海かわまちづくり計画」に基づくまちづくり の推進

教育・子育てのまち づくり	ふるさと米子に学び、ふ るさとへの愛着や誇りを もつ人材の育成を図る	・米子の豊かな自然や歴史・文化遺産、先人の業績などを学ぶふるさと教育の充実 ・高等学校などと連携したふるさと教育の推進 ・地元企業や民間団体と連携したふるさと教育の充実
地産外商・所得向上	地域資源を活用した観光 施策の推進	・米子城跡・城下町観光の推進
のまちづくり	シティプロモーションの 推進と関係人口の拡大	・ふるさと教育と連携した郷土愛の醸成
歴史と文化に根差し たまちづくり	米子城跡の保存・活用・ 整備と魅力発信	・遺構の保護や来訪者の安全確保等に向けた整備の推進 ・米子城跡の魅力発信に向けた各種事業の展開
災害に強いまちづく り	快適な生活環境の整備、 豊かな自然環境の保全、 防災・減災に取り組む	・地域防災力の充実強化・環境保全活動の推進

②伯耆の国よなご文化創造計画(後期計画) (米子市 平成 25 年 (2013) 10 月)

「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」をテーマに、平成 19 年 (2007) 3 月に「伯耆の国よなご文化創造計画」を策定した。その後、前期における進捗状況や成果、課題等を踏まえ、平成 25 年 (2013) 10 月に、後期計画 (平成 25~31 年度)を策定している。

後期計画では、次のとおり 3 つの基本方針の下に 7 つの主要施策を掲げており、そのうちの「歴史関連施設の整備・活用」における主要施策の一つとして、新たに米子城跡整備事業を掲げ、米子城跡の計画的な保存・整備に努めるとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として歴史学習の場を始め、市民への憩いや安らぎの場の提供、様々なイベントの実施等、多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進めることとしている。

基本方針	主要施策
(1)文化活動・人材育成の推進	①歴史・文化資産の活用 ②文化芸術活動への支援 ③文化芸術に親しむ機会の提供
(2)文化施設の整備・活用	①文化芸術施設の整備・活用 ②歴史関連施設の整備・活用
(3)文化情報ネットワークの充実	①文化関係情報の充実 ②ネットワーク機能の充実

③米子市中心市街地活性化基本計画(新計画) (米子市 平成 27 年 (2015) 12 月)

JR米子駅周辺、古くから形成されている商店街、城下町の町割りの跡が残る下町、米子城跡、自然資産である旧加茂川、歴史的・文化的遺産である寺町等を含んだ約196haの区域を「中心市街地」として、区域内の活性化を図ることとしている。

前基本計画の取組(平成20年11月~平成26年3月)の結果、課題の一つとして「歴史や文

化、自然資源の活用が不十分」であることがあげられた。

そこで新計画(平成27年12月~平成33年3月)では、米子城跡整備事業を「人が集いにぎわうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するために必要な、「中心市街地にある歴史公園として、多くの市民や来訪者に良好な憩いと潤いの場を提供するとともに、まちなかの観光スポットとして、まちの魅力を一層高める事業」として位置付けているものである。



④米子市景観計画 (米子市 平成 21 年(2009) 11 月)

米子市が行う景観行政の区域、景観形成の基本方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定め、米子市の優れた景観資源を保全・継承、活用し、新たな景観を創造していくことにより、様々な表情を持つ魅力的なまちづくりを目標としている。

市全域を「景観計画区域」とし、「大山景観形成重点区域」、「弓ヶ浜景観形成重点区域」、「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域」の3か所を景観形成重点区域としている。

中でも「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域」は、商都米子の基礎を築いたまちであり、後藤家住宅や旧加茂川沿いの白壁土蔵、町屋筋、寺町など、江戸時代から明治時代にかけての佇まいが残る区域で、多様な自然や歴史性を大切にし、良好な景観に触れ合えるまちを景観形成の目標としている。

⑤米子市緑の基本計画 (米子市 平成 17 年(2005) 3 月)

都市の緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画で、米子市の緑全般に関する目標や方針を定め、平成 32 年(2020)までを計画期間とし、米子城跡が位置する中心市街地地域における「みどり」の将来像を、『花、緑との付き合いから人と人との付き合いを創りだす緑のまちづくり』としている。

米子城跡(湊山公園)については、良好な自然環境を形成しており、風致地区の指定を継続し、郷土景観を有する樹林地としての保全、育成、管理への展開が必要で、また市民のレクリエーションの拠点として、適切に保存と活用を図る必要があると掲げられている。

- ・米子城跡や旧加茂川・寺町周辺の歴史的な町並みと一体となった「商都米子」を象徴する緑 を、市民の共有財産として将来へ引き継いでいけるよう、その保存と育成を図る。
- ・良好な自然(自然植生)を有する粟嶋神社や湊山公園は、貴重なランドマークとしてその保全を図る。

⑥よなご 2020 プラン 米子市都市計画マスタープラン (米子市 平成 16 年(2004) 3 月) 都市計画マスタープランの理念を「自然・文化・人ふれあいのまちづくり」とし、都市整備の方針と地区別整備構想を掲げている。

米子城跡の位置する中心市街地地区については、以下の将来目標とまちづくりの基本的な考え 方を示している。

将来目標	水と緑の中に歴史と伝統を活かし、市民が楽しく集い、内外との様々な交流がある にぎやかなまちづくりを目指す。
ま ち づ く り の 基 本 的 な 考え方	 ・歴史的、文化的な資産や旧加茂川等の貴重な親水空間を活かした、うるおいのあるまちづくりを推進する。 ・商業、業務施設の集積、文化施設の立地と都市型住宅が調和した居住性の高い都市機能の形成を図ることにより、中心市街地の活性化を目指す。 ・道路や公園等の基盤施設の整備を図り、中心市街地として利便性の高い都市空間の形成を図る。

⑦米子市教育振興基本計画 (米子市教育委員会 平成 29 年(2017) 3 月)

米子市における教育の基本理念「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子」と 4 つの基本目標を示した「基本構想」及びそれらの基本目標を実現するための取組を示した「基本施策」を掲げているものである。

これらの中で米子城跡等の文化財に関連する施策は、「学ぶ楽しさのあるまち(子どもから大人まで一人一人に創造力と実践力が育まれるよう、様々な体験を通して発見や豊かな学びが獲得できる場の提供に努めるもの)」と「郷土で育む学びのあるまち(米子の豊かな自然や歴史・文化遺産を、保護・保存・継承・活用していくとともに、その魅力を発信し市民が郷土に誇りを持てる学びの創造に努めるもの)」の2つの基本目標に掲げる基本施策の中で取組むものである。

基本目標	基本施策	施策の概要
学ぶ楽しさのあ	子どものための文 化財の活用	文化財について、子どもたちが「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感し、理解を深めることができるよう、学校と連携しながら、本物に出会う学習機会の提供と自ら学ぶ子どもへの支援を行うとともに、課外活動や体験活動に対しても積極的に協力する。
るまち 文化財を学ぶ環 づくり		市民が文化財に触れ、親しみながら学べるよう、文化財の価値や魅力等についての情報提供や資料提供に努めるとともに、生涯にわたって文化財について学べる環境づくりを進め、学んだことを地域社会でいかせるよう支援に努める。
郷土で育む学び	歴史的文化遺産の 保存・活用	地域にある自然や歴史、文化財を貴重な学習資源ととら え、これらの保存・活用を図るとともに、調査、研究の成 果を郷土学習や自然、歴史学習等の学校教育の場にいか す。
のあるまち	文化財の保存・活用	文化財を身近なものとして感じ、文化財に親しむことができるよう、歴史・文化遺産を適切に保護、継承、活用していくとともに、その魅力や価値について周知を図り、理解を深めるため、情報発信等の取組を推進する。

⑧米子市森林整備計画 (米子市 平成 27 年(2015) 4 月)

森林法第 10 条の 5 第 1 項に基づき、米子市の森林整備の基本方針、森林施業の推進方策等を

掲げている。

米子城跡の位置する湊山と飯山は、「保健文化機能維持増進森林」として位置付けられている。 関連する基本方針等は以下のとおりである。

・地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
保健・レクリエー ション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成して いる森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

・森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

	森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
	R健・レクリエー /ョン機能	憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広 葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進することとする。また、その適 切な管理を推進することとする。
文	工化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、 その適切な管理を推進することとする。

⑨中海・錦海かわまちづくり計画 (米子市 平成 31 年(2019) 3 月)

米子港周辺で実施されている観光、文化・歴史、スポーツ、環境などに係る各種取組みを核 として、「河川空間」および「まち空間」のにぎわいを融合させるべく、米子港周辺の再整備を

実施する。このなかで米子城跡 及び城下町周辺等を 一体的に 活用するために、当該地の立地 特性を活かし、当該地がモノ・ コト・ヒトの集積点なることで 新たなにぎわいを創出して、地域 活力を生み出すとともにご問いをもたらすきといるで び環境学習の場としての水上の より、さらなる地域の水上側に より、空間とのふれあいを促進す ることで、かわとまちが一体と



なった魅力あるまちづくりを推進する。

- ①市民に一層親しまれるシンボリックな水辺空間形成により、経済・観光、文化・歴史、スポーツ、環境における ウォーターフロントの中心地としての位置づけ
- ②「まち空間」の賑わいを「河川空間」に展開する発着場としての機能付加
- ③「河川空間」と「まち空間」の賑わい融合 による新たな価値の創出又は各資源の魅力向上

⑩「新商都米子」のまちづくり2022~まちなかと郊外の一体的な発展を目指して~

(米子市 令和4年(2022)3月)



A 史跡米子城跡保存活用計画 (米子市教育委員会 平成 29 年 (2017) 3 月)

保存については、文化財的価値を後世に確実に継承していくために必要な米子城跡の主要な価値(国の史跡に値する歴史的、文化財的、景観的な価値)や、米子城跡を構成する様々な要素の

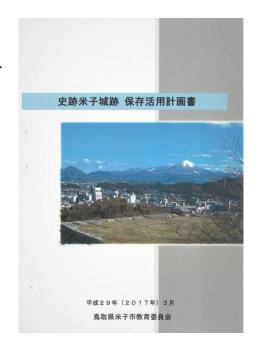
明確化、現状変更に関する取扱いをはじめとした保存の基本 方針が定められている。

活用については、都市公園として市民や観光客の憩いの場、 さらには、城跡の持つ魅力発信のソフト事業を展開する場と して活用されているが、文化財としての保存と活用の両立、 史跡の価値を活かした事業のあり方を検討している。

整備については、樹木の適切な管理、景観の確保、文化財の保全、便益施設の充実等の課題が挙げられている。

運営・体制については、文化財保護を担当する部局と都市 公園としての維持管理を担当する部局の連携について検討し た。

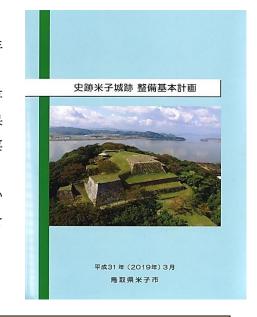
こうした状況の中で、米子城跡の保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を明確にするため、保存活用計画は策定された。



史跡米子城跡整備基本計画 (米子市 平成 31 年 В

(2019)3月)

米子城跡の適切な保存管理や活用の基本方針を示した保存 活用計画(平成29年3月策定)に基づき、国や県の史跡保 存のための補助金なども活用しながら、史跡米子城跡を確実 に保存・管理し、後世にしっかりと継承するとともに、より 多くの人に米子城跡に来ていただき、その価値や魅力につい て理解を深めるために、具体的な整備計画や活用方針などを 定めている。



整備の理念(目標)

①米子城跡の調査研究、将来への継承

米子城跡の全容解明を進め、価値ある歴史的遺産を将来に確実に継承する。

②地域シンボルの顕在化

米子城跡の持つ多様な価値を高める整備を行い、地域のシンボルとしての存在意識を高 め、まちづくりに寄与する。

③観光振興・地域活性化への寄与

史跡整備事業により、その価値を顕在化させることで、史跡米子城跡の価値を視覚的に 伝えるとともに、観光拠点としての内容充実、イメージ向上につなげ、中心市街地活性化 に寄与する。

史跡米子城跡整備基本計画~三の丸編~

(米子市 令和 4 年(2022) 12 月)

本書

D 米子市文化財保存活用地域計画 (米子市 令和5年(2023)策定予定)

平成30年の文化財保護法の改正により、新たに制度化された各市町村が文化財の保存・活用 に関して目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載したアクション・プラン(計画期 間10年)を策定するもの。都道府県による文化財保存活用大綱を勘案して策定するものとされ ており、文化庁長官の認定を受けることができる。

第5節 整備検討委員会の設置と経過

本計画の策定にあたって、米子市教育委員会では平成 29 年度に設置された学識経験者や地域 住民、公募による市民で構成される「史跡米子城跡整備検討委員会」(以下「検討委員会」)に諮 り、本計画を策定するために必要な事項の検討を行った。

なお、策定に際しては、随時、文化庁や鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推 進課、鳥取県埋蔵文化財センターの指導・助言を得た。

整備検討委員会の構成、審議経過については次のとおりである。

■ 史跡米子城跡整備検討委員会(定数15名)

〇委員(15名)

氏 名	所属・役職等	備考
石倉 准次郎	米子市観光協会事務局長	観光振興
植田和年	久米町自治会長、就将公民館長	まちづくり
小 椋 弘 佳	米子工業高等専門学校建築学科准教授	都市計画
金澤雄記	広島工業大学工学部建築工学科准教授	建築史
神 谷 要	米子水鳥公園ネイチャーセンター館長	動物学
川越博行	米子観光まちづくり公社理事長	まちづくり
髙 田 健 一	鳥取大学地域学部教授	考古学
田中秀明	米子市文化財保護審議会長	文化財全般
辻 谷 由 美	米子市女性人材バンク、車尾公民館運営委員長	まちづくり
中井均	滋賀県立大学人間文化学部教授	城郭研究
永 松 大	鳥取大学農学部教授	植物学
萩原さちこ	城郭ライター、日本城郭協会理事	城郭研究
林 貞男	学識経験者	
福田憲保	米子商工会議所(~令和3年度)	まちづくり
濱田駿	米子商工会議所(令和4年度~)	まちづくり
前角達也	学識経験者	

〇指導助言機関等 (オブザーバー)

- 文化庁
- ・鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課
- ・鳥取県埋蔵文化財センター

〇事務局

米子市経済部文化観光局文化振興課

■整備検討委員会などの開催経過

平成31年3月に策定された本整備基本計画策定後、検討委員会については、引き続き整備方 針に係る指針・助言や進行管理を目的として設置を継続することとしている。現在までに10回 の検討委員会を開催し、検討を行った。また、策定期間内に米子市文化財保護審議会、米子市教育委員会及び市議会への説明及び意見聴取等を実施した。

検討委員会

委 員 会	開催日	審議内容
第1回委員会	平成 30 年 2 月 12 日	・整備基本計画の概要・整備基本計画対象地域の現地視察・整備基本計画(素案)の内容検討
第2回委員会	平成 30 年 6 月 29 日	・整備基本計画 (素案) の内容検討
第3回委員会	平成 30 年 12 月 3 日	・整備基本計画(素案)の内容検討
第4回委員会	平成 31 年 2 月 24 日	・整備基本計画(案)の内容検討 ・整備基本計画(案)の策定
第5回委員会	令和元年 10 月 30 日	・整備基本計画対象地域の現地視察・令和元年度の整備事業の報告・今後の整備計画の内容検討
第6回委員会	令和2年2月7日	・整備基本計画対象地域の現地視察 ・令和元年度の整備事業の報告 ・令和2年度の整備事業(案)の検討
第7回委員会	令和 2 年 10 月 23 日	・整備の進捗状況についての現地視察 ・令和2年度の整備事業の報告 ・令和2年度のソフト事業の報告 ・令和3年度の整備事業(案)の検討
第8回委員会	令和3年3月15日	・整備基本計画対象地域の現地視察 ・令和 2 年度の整備事業の報告 ・令和 3 年度の整備事業(案)の検討
第9回委員会	令和 3 年 10 月 18 日	・三の丸、枡形遺構確認調査の現地視察 ・令和3年度の整備事業の報告 ・令和4年度の整備事業(案)の検討
第 10 回委員会	令和4年3月11日	・枡形遺構確認調査の現地視察・令和3年度の整備事業の報告・令和4年度の整備事業(案)の検討・整備基本計画(素案)の内容検討
第 11 回委員会	令和 4 年 10 月 31 日	・整備基本計画(案)の内容検討 ・三の丸整備、設計についての報告 ・三の丸、二の丸遺構確認発掘調査の報告 ・ダイヤモンド大山観望会の報告



整備検討委員会の様子 (第5回委員会:令和元年10月30日)



整備検討委員会の様子 (第9回委員会:令和3年10月18日)